

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	19-2
許認可等の種類	酪農事業施設の変更の承認			
根拠法令条例等・条項	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第12条			
許認可等の概要	集約酪農地域内に設置されている集乳施設又は乳業施設を変更する			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該施設の設置場所がその事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること 2 当該施設が効率的であり、かつ、その能力が当該地域における生乳の供給量に応ずることができること 3 当該施設の設置によって当該地域の全部又は一部につき酪農事業施設が著しく過剰とならないこと 4 集約酪農振興計に適合するものであること 			
基準の制定根拠	同法施行規則第9～10条			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日以内	(内訳) 経由機関(地域振興局)	20日以内	
		協議機関()		
		処分庁 農政部園芸畜産課	10日以内	
期間の制定根拠	—			